

真のタックスパイヤーをめざす

# UENO



NO.503



公益社団法人  
上野法人会

<https://www.uenohoujin.or.jp/>



公益社団法人上野法人会

# 第11回通常総会

## 地域の発展と活力ある法人会を目指して

令和4年6月14日 (火)

東天紅上野本店3階「鳳凰の間」  
午後4時00分～ 第11回通常総会



佐藤会長

通常総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内容・出席者等規模を縮小し三密対策にも配慮し開催いたしました。



▲第一部司会 上村組織委員長

### 《第一部 表彰状・感謝状 贈呈式》

＜永年役員表彰 20年以上＞

台東四丁目地区 中山 英俊 様



▲中山様

＜ご披露＞

旭日単光章 野池 幸三 様

＜会員増強感謝状＞

朝日信用金庫 本店	村山厚也 様
合羽橋支店	古川英城 様
上野支店	長谷川朗広 様
西町支店	石田昌弘 様
根岸支店	越川勝也 様
根津支店	大槲辰生 様



▲代表 村山様

第一部では役員として20年以上ご活躍頂いた方1名に表彰状、会員増強にご協力頂きました6社に感謝状を贈呈いたしました。

### 《第二部 通常総会》

通常総会は、令和4年3月末正会員数2,545社中、委任状による出席1,365社、会員の本日の出席112社、合計1,477社となり、過半数を超えており適正に成立致しました。

報告事項

第1号報告 令和3年度事業報告の件

第2号報告 令和4年度事業計画の件

第3号報告 令和4年度収支予算の件

議案

第1号議案 令和3年度計算書類等（決算）承認の件

〃 監査報告の件



▲佐藤会長



▲永井総務委員長



▲志賀公益事業委員長



▲桜井公益事業副委員長



▲竹田会計

### 御祝辞



▲長岡会計



▲吉田監事



▲東京上野税務署  
山田署長



▲台東区役所  
服部区長



▲東京都台東区税務所  
小幡所長



▲上野間税会  
亀山会長



女性部会  
源泉部会

公益社団法人上野法人会

# 社会貢献活動

通常総会は、皆様のご厚意である切手、新品タオル、プルタブ等の回収の場としても周知しています。

今回も多くのご協力を頂きありがとうございました。

源泉部会長 川俣 満靖  
女性部会長 中立由美子



特定退職金共済制度  
DVD 視聴

6月14日総会開始前に、公益財団法人東法連特定退職金共済会（当会の上部組織である東京法人会連合会が母体となり52年に設立された）「特定退職金共済制度」のDVDを映写しました。

※制度の特色：従業員のための退職金を計画的に準備できます。また、公益財団法人東法連特定退職金共済会の組織を通じて、退職金制度が確立でき、優秀な人材の確保、従業員の意欲向上、定着化に役立ちます。従業員のための退職金を計画的に準備できます。



## 令和4年度 支部事業報告会

上野法人会各支部では、三密対策を十分施したうえで、下記の日時において事業報告会を開催いたしました。各支部には、東京上野税務署より、それぞれの支部担当統括官にご臨席いただき、令和3年度の事業報告、決算報告、令和4年度の事業計画、予算案が提示され拍手をもって承認されました。

また、東京上野税務署より、竹町・東上野・上野においては小森礼子首席国税調査官に、入谷・金杉支部においては坂下国税調査官に「令和4年度税制改正について」の研修をしていただきました。

### 竹町支部

令和4年5月19日(木)  
午前10:30~  
「台東地区センター」



磯谷支部長



【研修会】

「和4年度税制改正について」



東京上野税務署  
小森礼子首席国税調査官



東京上野税務署  
坂下拓也国税調査官

【講師】

### 東上野支部

令和4年5月25日(水)  
午前10:30~  
「東上野地区センター」



尾高支部長



### 入谷支部

令和4年5月16日(月)  
午後5:00~  
「入谷区民館」



小泉支部長



### 金杉支部

令和4年5月27日(金)  
午後6:00~  
「金杉区民館」



平野支部長



### 上野支部

令和4年5月26日(木)  
午前11:00~  
「朝日信用金庫西町ビル7階」



太田支部長



### 谷中支部

令和4年6月10日(金)  
午後6:00~  
「山ぎし」



## 令和3年度 第5回理事会

[と き] 令和年3月28日(月) 13:30～  
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル7階

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場は三密対策を十分に施し理事会を開催しました。定足数、理事42名中、出席者31名で過半数を超えた出席者により、令和4年度事業計画等下記審議事項は全員異議なく承認されました。

- (1) 令和4年度事業計画案承認の件
- (2) 令和4年度収支予算案承認の件  
付議 資金調達及び設備投資の計画の件
- (3) 総会委任状記載事項変更の件
- (4) 令和4年度新入会員会費及び  
新入部会員負担金 減免の件



## 令和4年度 第1回理事会

[と き] 令和3年4月27日(水) 13:30～  
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル7階

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場は三密対策を十分に施し理事会を開催しました。定足数、理事42名中、出席者32名で過半数を超えた出席者により、令和3年度決算等下記審議事項は全員異議なく承認されました。

- (1) 令和3年度事業報告承認の件
- (2) 令和3年度計算書類等(決算)承認の件  
同 監査報告の件
- (3) 利益相反取引承認の件



▲佐藤会長



▲山田署長

## 委員会報告

### 令和3年度 第3回総務委員会

[と き] 令和4年3月11日(金) 11:00～  
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル7階

総務委員会(永井委員長)では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を施し、委員会を開催しました。令和4年度第3回では、令和4年度事業計画案、令和4年度収支予算案承認の件等が議題となりました。

また、令和4年度第1回では、令和3年度事業報告、令和3年度収支決算報告承認の件等が主な議題となりました。

### 令和4年度 第1回総務委員会

[と き] 令和4年4月14日(木) 11:00～  
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル7階



▲永井委員長

入場料無料

共催 (公社)上野法人会・(公社)浅草法人会

## 酒井克彦氏講演会 大人の租税教室

税を考える週間協賛  
大型講演会



[と き] 令和4年11月10日(木)  
18:00～19:30

[と ころ] 浅草ビューホテル  
4F 「飛翔の間」

先着300名 ※定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。  
お断りの方のみご連絡致します。

中央大学法科大学院 教授 酒井 克彦氏

### 公益社団法人上野法人会

源泉部会

青年部会

女性部会

## 第11回 報告会

源泉部会(川俣満靖部会長)、青年部会(桜井正人部会長)、女性部会(中立由美子部会長)では、報告会が、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より今年度も中止となりました。部会員の皆様には報告書にて報告、確認をいただきました。

### < 報告事項 >

第1号報告  
令和3年度事業報告  
令和3年度決算報告

第2号報告  
令和4年度事業計画  
令和4年度予算報告



特別講演会



ベストセラー  
「妻のトリセツ」の  
著者が語る

感性コミュニケーション～  
男女脳差理解による組織力アップ

【と き】 令和4年 3月8日(火) 17:00～18:30

【ところ】 東天紅 上野本店 3F「鳳凰の間」



脳科学者の黒川伊保子氏をお招きして、特別講演会を開催しました。コロナ禍により2回の延期を経て、待望の開催となりました。オンラインでの参加も同時開催しましたが、会場・オンラインともに大勢の方にご参加いただきました。

講師

くろかわ いほこ  
黒川伊保子氏

株式会社 感性リサーチ 代表取締役  
人工知能研究者、感性アナリスト、随筆家

〈司会〉  
志賀公益  
事業委員長

〈挨拶〉  
常見公益事業  
担当副会長

法人税・消費税  
申告書の書き方講座

〈全2回連続講座〉

【と き】〈第1講座〉 令和4年 4月25日(月) 13:30～16:30

〈第2講座〉 令和4年 4月26日(火) 13:30～16:30

【ところ】 朝日信用金庫西町ビル7階

税務研修会「法人税・消費税申告書の書き方講座」を開催しました。講師は東京上野税務署 法人課税第1部門の坂下国税調査官です。申告書作成における基本的な知識から、作成上の注意点などを演習問題形式で実践的に指導していただきました。



【講師】  
東京上野税務署 法人課税第1部門

坂下 拓也 国税調査官

社会保険・労働保険の  
実務ポイント

【と き】 令和4年 5月11日(水) 13:30～16:30

【ところ】 オンライン開催

実務セミナー「社会保険・労働保険の実務ポイント」を開催しました。講師は横浜リンケージ社労士事務所代表の蔵中一浩先生です。複雑で多岐にわたる労務管理の実務について、重要なポイントを体系的に解説していただき、大変わかりやすく参加者にも好評でした。



講師

横浜リンケージ社労士事務所 代表  
特定社会保険労務士

くらなか かずひろ  
蔵中 一浩 氏

令和4年度

〈実務セミナー〉

e-Tax(電子申告)を体験しよう!

【と き】 令和4年 5月26日(木) 14:00～16:00

【ところ】 朝日信用金庫西町ビル4階



【講師】

東京上野税務署 法人課税第1部門

坂下 拓也 国税調査官

東京上野税務署の担当官指導のもと、e-Tax(電子申告)を実際に体験して頂きました。

2日間で学ぶ  
経理実務の基本

【と き】 [1日目] 令和4年 6月16日(木) 13:30～16:00

[2日目] 令和4年 6月22日(水) 13:30～16:00

【ところ】 オンライン開催

実務セミナー「2日間で学ぶ経理実務の基本」を開催しました。講師は(有)マスエーエージェント代表取締役の林忠史先生です。経理の基本的な知識から、消費税軽減税率への対応やインボイス制度についてなど、経理担当者が押さえておきたい実践的な講義で、今後の業務に大いに役立つ内容でした。



講師

(有)マスエーエージェント代表取締役

はやし ただし  
林 忠史 氏

私たちはいろいろな会社の方と経営について議論していますが、どの会社もたくさんの問題を抱えています。

問題がないと言われる経営者は、おそらく問題の認識感が低い、あるいは現状肯定的な経営者なのだと思います。

企業は、現在の問題を改善し、より良い会社に変革することを目指します。経営とは、この連続した改善活動であるとも言えるかもしれません。

何か異常があったとき、問題として捉えるか、問題と感じないか或いは仕方ないと考えるかでは大きな違いがあります。問題と感じないならば、何も行動しないでしょう。

問題と感じて初めて、ではどうしようかと考え、解決しようとするのです。

ここから改善活動が始まります。

改善活動は始めるのは簡単なのですが、やりきるのはなかなか大変な作業です。現状を変えるのですから、そう簡単ではないことは想像に難くありません。

私たちは、改善活動の進捗状況を毎月の会議で確認しています。

先日、ある社長から忙しいので改善会議を延期してほしい、との申し入れがありました。継続することが重要なので、少しの時間でもいいのでやりましょう、と提案しました。しかし、忙しいからダメだ、やらなくても改善している、との返答でした。

どうも直近2か月、ミス件数が減った、それに伴い損金も減っている、という実績が強気にさせたようです。今回は改善活動について考えてみたいと思います。

## 問題とは

問題は感覚的には捉えられると思います。

例えばスピード違反をした、これはルール違反ですから問題です。

新品のテレビが映らなかった、これは本来の機能が満たされていないので問題です。

一般的な言われる定義は、「あるべき姿と現実とのギャップ」と言われます。

あるべき姿とは、ルールであったり、規範であったり、目標であったり、約束であったりします。

これらと差異があったら問題と認識します。

こう考えるとわかりやすくなります。

ルールを守っていない、やるべきことをやっていない、目標に達していない、性能の要件を達成

していないなど、すべて問題と認識することができます。

メーカーでは、クレームがあったり、検品ではねられたりして、品質不良が発覚したりします。

品質不良はまさに「あるべき姿と現実とのギャップ」ですから問題です。

そこでクレーム数の減少とか、不良率の低減とかがテーマとして取り上げられます。

## 問題を把握する

では、問題を把握するにはどうしたら良いでしょう。

決められた行動をしているか、各工程の目標値は達成できているか、成果物の品質は満たされているかなどを確認する必要があります。これが管理と言われる行動です。

営業で言えば、売上げ管理、利益管理、行動管理など、製造で言えば品質管理、工程管理など、その他たくさんの管理があるでしょう。

どのような指標（基準）を管理するのかを決め、作業ごとに確認することが必要です。

この確認によって、あるべき姿との差が見えてきます。

この問題を把握する行動が、問題解決、改善活動につながる端緒になるのです。

## 原因を探る

問題を認識してもどうして起こったのか原因を追及しないと対策が打てません。原因候補はいくつも挙げるでしょう。

その原因を究明する作業を、要因分析と言います。

要因は、漫然と見ているだけ、思っているだけでは把握できません。具体的に実際のデータを用意して、分析をする必要があります。

その分析作業に当たって、データを工夫する作



# 改善活動をやり続ける

未来事業株式会社  
中小企業診断士  
野間 広実



業が必要になります。

この道具として「QCの7つ道具」が有名です。

①チェックシート、②層別、③パレート図、④ヒストグラム、⑤散布図、⑥管理図、⑦特性要因図、の7つです。

説明は省きますが、改善活動を実施する時には有効なツールになりますので、名前だけでも覚えておいてください。

## 改善策を作成する

原因が分かったら、問題を解決或いは再発しないように対策を打たなくてはなりません。

一般的には、仕事の仕組みを変えたり、手順を見直したりします。その対策内容は、具体的でなくてはなりません。

誰が、何を、どうするといった、いわゆる5W1Hを明確にした行動基準を作成する必要があります。

具体的でないと、往々にして「絵に描いた餅」になる場合が多いので気を付けないといけません。

## 改善策を実施する

実際に現場で改善策を実施します。

この時に重要なのは、なぜこの改善が必要なのか、なぜこの対策を打つのか、目標値は何かなどを皆に周知することです。

現状の業務を変更することになるのですから、管理者から説明する必要があります。

小規模の会社なら、社長から従業員に話す必要があります。

改善策が必要である事が周知されて、初めてスタート台に立ったと言えます。残念ながら、これだけではうまくいきません。

現場では、やるべき対策が実行され、効果を出さないとはいけません。

現場で対策を確実に実行するためには、現場リーダーのリーダーシップが必要です。

やるべきことをやって、結果を出す、という強い意志が必要です。

## 実施状況を確認する

対策が実行されているかどうかを確認する必要があります。当然ですが、対策を立てても実行しなければ成果は出ません。

ですから、どうやって管理するのかを決め、チェックする必要があります。

よくあるのはチェックリストですが、仕事によ

って最適な管理方法を設定してください。

この管理は、一般的には現場リーダーの仕事になります。管理指標をクリアできているかどうかを定期的にチェックし、もしできていないなら、できるようにしなくてはなりません。

更に、効果の確認も必要です。

問題を引き起こす要因に対して対策を打ったのですから、その効果を確認する必要があります。

これは当初の問題が減った、解決できた、ということになるでしょうから、定期的に取り上げた問題点の再発状況を確認します。

効果が確認できないなら、その原因を検討し、対策を変更する必要があります。

管理者或いは経営者も、定期的の確認しなくてはなりません。

なぜなら、経営者が会社として取り組んでいる改善活動だからです。

改善活動が進んでいないのは、経営者の責任と言えるのです。

言っただけ、任せただけでは、改善活動を行っていることにはならないのです。

今回は、問題の把握から対策の実施まで、一連の改善活動の進め方について紹介しました。

前述の事例の一番の問題点は、対策の進め方でした。

経営者は改善の必要性を感じ、年度初めにいくつかのテーマを社員に話していました。

しかし、具体性に欠け、そのテーマをどのように改善・達成するのかを明示していませんでした。

また、現場で改善を進めるにあたって、現場リーダーの使命感が希薄で、積極的行動はなされませんでした。

改善活動は対策をやり切って、初めて効果が分かります。

効果がなかったら対策の練り直しです。効果が確認できる前にやめてしまったら、何も残らず、労力の無駄になりかねないのです。

上記進め方にとられる必要はありません。

考え方だけを理解していただければ十分です。

重要なのは問題を認識し、俎上に上げることです。

問題が認識できたら8割解決、とも言われます。皆が問題と認識し、どうしようかと考える雰囲気作りをしてください。

全社一丸となって改善に取り組む意思統一ができれば、改善活動は成功するはずですよ。

# インボイスの登録申請をしよう!

## Q. 1 「インボイス制度」 って何?

### A. 売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額を伝えるための新たな制度です

現在、消費税率は8%の軽減税率と10%が混在しており、的確な納税額の計算には商品ごとに適用税率の把握が不可欠です。インボイス制度は、正式名称を「適格請求書等保存方式」といい、この税額計算に必要な適用税率や消費税額が明記された「適格請求書（インボイス）」を採用し、取引の透明性を高めて消費税額を正確に把握するための新制度です。



## Q. 3 インボイス制度 が始まると どうなるの?

### A. 制度への対応ができない事業者は取引上不利を被る可能性があります

適格請求書発行事業者はインボイスの発行が義務となり、対応した請求書を発行する会計システムなどの整備が必要です。仮にインボイスを発行できない場合、買い手は売上に係る消費税から仕入に係る消費税を控除できなくなり、負担する納税額が増えます。結果、買い手からその分の値引きを迫られたり、取引自体を断られるなど、取引上の不利を被ることが想定されます。

## インボイス制度について知っておきたい点

- ・インボイス制度は**令和5年10月**から始まります。
- ・令和5年10月からインボイスを発行するには、**令和5年3月末までに登録**が必要です。
- ・**e-Tax**での登録がスムーズです（書面の場合1か月程度、e-Taxの場合2週間程度）。
- ・令和5年3月に近づくにつれて**混雑する見込み**です。早めのご登録をお願いします。
- ・登録がギリギリの場合は**お得意先に迷惑をかける可能性**があります。
- ・インボイスがないと、買い手は**消費税の仕入税額控除**ができなくなります。
- ・インボイスを発行しないと、**値引きの強要や取引から排除される可能性**があります。
- ・インボイスを発行するには、**課税事業者が事前に登録する必要がある**です。
- ・登録は**関与税理士**でも可能です。

最近よく耳にする「インボイス」という言葉の意味を皆さんご存じでしょうか？これは、新たに始まる消費税制度で、普段から私たちが手にしている、請求書や領収書に関わるものです。今回は、このインボイスの内容と必要な準備についてご紹介していきます。

## Q. 2 令和5年10月から 何が変わるの?

### A. 消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必須になります

現在は、売り手が発行する請求書や領収書を保存し、帳簿に記載すれば消費税の仕入税額控除が可能です。しかし、制度が開始される令和5年10月1日から、従来の請求書や領収書では原則として仕入税額控除を受けられなくなります。インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるには、事前に所轄税務署へ登録申請をする必要があります。

## Q. 4 インボイスを発行するには どうしたらいいの?

### A. 課税事業者は早急に事前登録申請を！ 免税事業者でも任意での選択が可能です

インボイスには適格請求書発行事業者の登録番号の記載が必須であり、この番号は登録申請後に所轄税務署から交付されます。インボイスの発行は消費税の課税事業者に限られます。現在、免税事業者でも課税事業を任意に選択することで申請が可能です。ただし、登録を受けた後は、課税売上高が1,000万円以下であっても消費税の申告が必要になります。



# 登録申請の流れ

## 1. 事前準備編

- ・PC
  - ・スマホ
  - ・マイナンバーカード
  - ・法人番号 (国税庁法人番号公表サイトから検索)
  - ・e-Taxの利用者識別番号
- ※電子申告等開始届出書をオンラインで提出した場合、利用者識別番号がオンラインで即時に発行 (通知) されます。

事前に準備するもの



①「マイナポータル」をダウンロード

スマホからアプリをダウンロードしておくこの後の流れがスムーズに



②PCからe-Taxソフト (WEB版) へ

手順に沿って初期設定を行い、利用者情報を入力する



私がやってみました!  
上野法人会  
副会長  
常見 英彦  
さん



③スマートフォンでQRコードを読み取る

マイナポータルアプリから、PCの画面に映るQRコードを読み取れば事前準備完了

## 2. マニュアル入手編



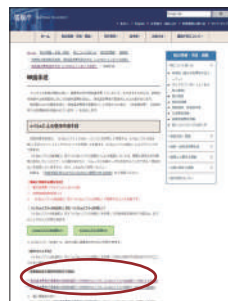
①国税庁HPへ移動

「消費税のインボイス制度」をクリック



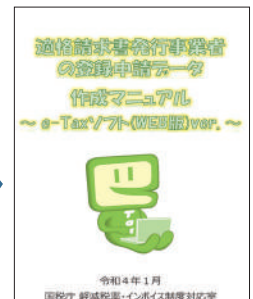
②インボイス制度特設サイトへ

「申請手続」をクリック



③申請手続画面へ

<操作マニュアル>項目の「適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル (e-Taxソフト (WEB版))」をクリック



④マニュアルの入手完了

ここまでくればあと少しです

## 3. 登録申請編

あとはマニュアル通りに進めるだけ!

- ①国税庁HPトップページへ
- ②インボイス制度特設サイトへ
- ③e-Taxソフト (WEB版) へ
- ④ログイン
- ⑤申告・申請・納税 [新規作成]
- ⑥「適格請求書発行事業者の登録申請書 (国内事業者用) (令和3年10月1日～令和5年9月30日)」を選択
- ⑦氏名・フリガナ等の必須項目と法人番号を入力
- ⑧電子署名の付与 (カードタイプの電子証明書を選択)
- ⑨送信
- ⑩受信通知の確認

事前に準備するものが揃っていれば、申請はスムーズに進められます。ご不明な点は下記のコールセンターや管轄の税務署までお問い合わせください。



今回指導してくれたのは…  
東京上野税務署  
法人課税第1部 部門  
小森 上席国税調査官

無事に登録申請できました



「マニュアルの手順に従って進めるだけなので、思っていたより簡単でした。15～20分程度でできるので、まだの方はぜひチャレンジしてみてください。」(常見)

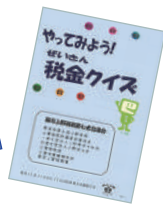
問合せ先

軽減、インボイスコールセンター 0120-205-553  
e-Tax作成コーナー ヘルプデスク 0570-01-5901

## 部会報告

### 青年部会 租税教室

### 「税金ジュニアスクール」



今年で19回目となる青年部会（桜井正人部会長）主催租税教室「税金ジュニアスクール」は新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、今年度も台東区内小学校で実施しています。5月に上野小学校、6月に黒門小学校、忍岡小学校、平成小学校、東泉小学校、根岸小学校で開催しました。

上野小学校

令和4年5月11日（水）  
10:40～11:25



黒門小学校

令和4年6月7日（火）  
9:25～10:15



忍岡小学校

令和4年6月9日（木）  
10:45～11:30



平成小学校

令和4年6月16日（木）  
10:30～11:15



東泉小学校

令和4年6月20日（月）  
10:35～11:20



根岸小学校

令和4年6月22日（水）  
10:30～11:15



## 第1回 役員会

【とき】令和4年5月20日（金）11:00～  
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階

青年部会（桜井部会長）では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から三密対策を十分に施し、第1回役員会を開催しました。税金ジュニアスクール実施、健康経営への取り組み、今後の事業予定等について話し合いを行いました。



▲桜井部会長



## 女性部会

### 第1回 幹事会

【とき】令和4年5月16日（月）14:00～  
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階



▲中立部会長



女性部会（中立部会長）では、幹事会を開催し、「税に関する絵はがきコンクール」および令和4年度事業について話し合いました。

### 全国女性フォーラム 静岡大会

【とき】令和4年4月14日（木）14:00～  
【ところ】ツインメッセ静岡



全国女性フォーラム「静岡大会」がツインメッセ静岡にて「ふじのくに“地域で学び、文化でつなぐ”～女性の力～」というテーマで開催され、当会女性部会からも3名参加しました。



# スタートアップと新規事業

【とき】令和4年3月11日(金) 17:00～  
【ところ】会場参加：朝日信用金庫西町ビル7階  
オンライン参加：zoom使用

＜講師＞株式会社メルカリ 執行役員NFT担当  
兼 株式会社メルコイン 取締役

ふしみ しんご  
伏見 慎剛 氏



3月11日、朝日信用金庫西町ビル7階にて上野法人会青年セミナーが開催されました。今回のセミナーは、講師に株式会社メルカリ執行役員NFT担当兼株式会社メルコイン取締役の伏見慎剛氏をお招きし、「スタートアップと新規事業」をテーマに講演いただきました。

伏見氏は、2008年に早稲田大学を卒業後、株式会社リクルートに入社。人材領域や販促領域での営業・マネジメントを経験後、新規事業開発に従事され、主にO2O(Online to Offline)や決済分野の新規サービス立ち上げや事業運営に携わりました。2012年より創業期の株式会社Origamiに参画、事業拡大のためのビジネス全般を担当、戦力的提携や資金調達等にも従事し、2020年3月、同社のメルカリグループ参加により、メルカリグループに参画されました。2020年7月からメルペイ執行役員VP of Growth、2021年4月より株式会社メルカリ執行役員NFT担当、同タイミングにて株式会社メルカリ100%子会社として株式会社メルコインを設立し取締役に就任、2021年8月に株式会社メルコインにより株式会社Bassetの完全子会社化に伴い代表取締役に就任されました。また、2020年11月より大垣共立銀行の顧問に就任され、2021年6月より株式会社シンプルフォームのアドバイザーに就任されております。

このように多岐にわたる活躍をして来られた伏見氏ですが、リクルート入社当初は厳しい営業指導の下、静岡エリアでの新規顧客からの大型の採用予算獲得など活躍されました。その中で、会社の持つ仕組みの力が80%の売上を作り、残りの20%が個人の力の差によって変動する状況を目の当たりにし、80%側を作る人材にならねばという危機感から、当時の社長に直談判をした結果、新規事業開発に携わることになり、一度に10案件程度の新規事業に関わりますが、営業畑しか経験のない当時ではなかなか役に立てず敗北感を覚えられたそうです。

一方で全体的にプロジェクトを回して行く力や論理的に説明をする力が必要ということに気づき、リクルートでは日常の連続性の中では非連続性のような変化は起きないのでそれを打破して行く意志の強さが必要ということを学ばれました。

その後、大学時代の同級生と共にQRコード決済の事業を主としたOrigamiを立ち上げ約30万店規模の加盟店を集めました。2012年当時スタートアップに関する投資が日本全体で



644億円規模しかなく、苦勞をされましたが(現在は約10倍に成長)、新株を発行して事業のために資金調達をするエクイティファイナンスを実施し、創業資金調達(シードラウンド)では、夢とビジョンを語り4,000万円を集め、2度目の資金調達(シリーズA)ではKDDIや博報堂グループから投資を受けて5億円を、いかに大きな市場を目指し、常に成長し続けられる事業をしているということが大事であることに気づかされたそうです。当時はスマホ決済を語っても、なかなか理解されない中でも5億円を集められ、仲間も集めることもできたのが良かったと振り返られていました。

スタートアップでは常に攻めている!更なる成長を目指している姿と成長率を見せるためにも黒字は必ずしも評価されません。常に高い成長率を達成するために資金調達をしていく必要があります。2015年にはソフトバンクグループ等から総額16億円の投資を受け、ようやく会社経営が安定化し、ここからは新たなる成長(グロス)ステージに入られました。当時国内では最大規模の資金調達の実現で、その後も文字通り死に物狂いでやった結果、最終的には総額で100億円強の資金調達を実現されました。

経営の安定化にともないCMを打つなど攻めに出ますが、PayPayの市場参入により状況が一変しました。決済市場への資金投下の規模が飛躍的に高まり、名だたる大企業から提携の話もありましたが、選択せずに自立存続を目指しましたが、想定を上回る資金力の差もあり、結果的にはメルカリグループに売却されました。



Origamiではマーケットが急変する中、どう立ち回るかが重要ということを感じ、危機的な状況では人間の本性が表れ、本当の仲間は共に危機を乗り越えられたことで生まれることを学び、仲間は財産であると痛感したとおっしゃっていました。

メルカリもまた若い会社でOrigamiより後にできたスタートアップ企業でした。M&Aよりメルカリ参画のタイミングがコロナと重なりになりました。メルカリグループでは、2,000人を超える社員が一体感を持っていると感じられたそうです。メルカリのValueである「GO BOLD」(大胆に行く)や「ALL FOR ONE」(すべては成功のために)の精神が非常によく行き届いていて、単に標語として掲げているだけではなく、しっかり社員や日常的な会話にまでに浸透していることが凄く、経営の重要目線は「何の旗を立て、その旗に何人が捕まってくれるのか」にかかっていると感じているとのことでした。

伏見氏は現在、メルカリとメルコインで仮想通貨、ブロックチェーンを使ったWEB3.0の世界で今後の事業展開を図っていらっしゃいます。

最後に、「スタートアップと新規事業」においては、大きな市場を目指し、夢を語り、共感して下さる方を人材面でも資金面でも募り続け、日の目を見るまで死にもの狂いでやり通し、巨大な競争相手に打ち勝つでも存続し続けることがすべてである。そしてこれらの苦難を共に乗り越えられる仲間に出会い、仲間と共に成し遂げていくということの重要性を感じた講演でした。

＜文 白倉青年幹事＞

アフターコロナに問われる「人が介在する意義」

2022年のゴールデンウィークは、久しぶりに各地が多くの人出で賑わいました。

コロナ前のような行列や混雑ぶりは、未曾有の打撃を受けた飲食・宿泊・観光に関わる企業にとって長いトンネルの先ようやく見えた光になりました。また、人と会い、語り、時間や気持ちを共有することへの、人々の変わらない渴望の表れの様でした。

新型コロナウイルスの感染拡大にともない、私たちは徹

底して人と距離を置くことを強いられてきました。

この間、人の手を介さない非接触型サービスが日常のあらゆる場面であつという間に広がり、今ではスタンダード（標準）になりつつあります。

身近なところでは、飲食店のアクリルボードや注文のタッチパネル、スーパーの自動精算機などです。最初のうちこそ戸惑いますが、待ち時間や手間も軽減され、利便性が以前より向上したようにも、感じます。

「将来、AI（人工知能）が人にとって代わる仕事は何か？」という話題が関心を集めて久しいですが、この未来予測はコロナ禍で一気に現実味を帯びてきました。

特に業態や運営に大きな影響を受けた接客サービスにおいては、対人サービスの自動化、機械化と同時に、「人が介在する意義」がますます問われるでしょう。

これからは、人にしかできないサービス＝ホスピタリティサービスが競争優位の鍵になるのではないのでしょうか。今回は、その背景と、今なぜホスピタリティサービスなのか、その考え方や接客応対への活かし方についてお伝えします。

「あなただからできること」は何ですか

先日、ファミリーレストランを利用したとき

のことです。そこは、以前までスタッフが席まで案内していたのですが、自動受付機に人数や席の希望を入力して表示された席に自分で行くシステムに変わっていました。注文もいつの間にか、人の手からタッチパネルに変わっていました。

そこに年配の二人連れの女性が来店したのですが、入口にスタッフはおらず、しばらくの間「ほったらかし」にされてしまいました。

ようやく気付いたスタッフが席に案内したものの、その先の注文にも四苦八苦するはめに。

スタッフの説明をひととおり受けた後、こんな会話が耳に入ってきました。

「いやー、もう私たちはダメだわね」「口で言った方が早いのにねえ」…。

ファミレスはそれこそ幅広い年代の人たちが利用する場所なのに、複雑な気持ちになりました。

この場合、店側の対応はどのように想定されていたのでしょうか。

消毒や検温のお願い、システムの説明、消毒作業をはじめ、新型コロナウイルスの感染拡大にともない接客サービスの現場では業務量が急増しました。気のせいでしょうか、迎える側もお客さまも、それまであった気持ちの潤いが減っているようです。

スタッフの表情、言葉遣い（話すスピード）、振る舞いがせわしなく何だか事務的に映ります。

要因としては、まず「業務量が増えてゆとりが持てない」ことが挙げられそうです。

そして「そこに自分がいる意味、意義を見いだせない」まま仕事に追われている、憂慮すべき現状がじわじわ広がっているような気がします。

実際、あるホテルではコロナを機にフロントを中心に自動化を一層推し進めた結果、お客さまと接する機会が激減。スタッフのモチベーションが下がり離職につながっているという事例も耳にしました。

何とか手を打たなくてはなりません。

人にしかできないホスピタリティサービス

このような場面で、私なら「あなただからできることが、たくさんありますよ」と声をかけたいです。挨拶ひとつも、ねぎらいと感謝の言葉を添



え丁寧に。

目の前の人をちゃんと観て、発する言葉は自動音声にはない温かさがにじみます。「いつもありがとうございます」「ごゆっくりどうぞ」など、ごくあたり前のことですが、人はこんな一言にほっとし、心を動かすものではないでしょうか。

小さな積み重ねこそお客さまとの心的なつながりを深め、高い支持につながります。

「心を動かす」これは人にしかできないホスピタリティサービスです。

ホスピタリティという言葉は、近年、サービス業の他に保険や不動産の広告でも見かけるようになりました。

ホスピタリティには「親切なもてなし」「歓待」などの語意があり、欧米では宿泊を中心とする産業をホスピタリティ産業と位置づけます。

そもそもの語源は、古代ラテン語のホスぺスで客・異人・旅人を表すとされ、そこには見知らぬ人・敵意を抱く人でも快く迎え入れるという語意があると言われます。

立場を超えて「共に」という精神が背景にあり、もてなす側ともてなしを受ける側の間に喜びや成果を共有し、感謝し合う「相互感動」の理念が根底にあります。

### ホスピタリティを 職場・チームづくりや接客に活かす

#### ①身近な人にこそホスピタリティを

私はこの理念は対お客さまだけでなく、共に働く身近な人々に発揮してこそ、変化に適応する創造性豊かな強いチームができると確信します。

その理由は、あらゆるサービスは、生産者・仕入れ先・メンテナンスなど社内外の多くの人たちの協力があって、お客さまへの提供が可能になるからです。

例えるならバトンリレーでしょうか。

考え方はシンプルに「どうすれば相手が喜ぶだろう？」です。相手目線に立てば、コミュニケーションも良好になりますし、連携もスムーズです。

いざというときに助け合える関係は何よりの強みになるでしょう。

ぜひ職場のチームづくりにこの考えを活かしてください。

#### ②ホスピタリティは人を中心にモノや情報にも及ぶ

ホスピタリティサービスの要素は人を中心に情報・商品・サービス・しくみ・施設空間に及び、お客さまはこれらの要素を五感で受けとめます。

数年前、ゴールデンウィークに高速道路を利用したときのことで。

あるサービスエリアの化粧室の洗面台に、季節の花と折り紙で作った兜が飾られていました。

傍らには「この先も、どうぞお気をつけて」と、手書きのメッセージが添えられていました。

珍しかったのでしょうか、外国人観光客のグループが周りを囲んで熱心に写真を撮っていました。これもホスピタリティの表現のひとつです。

清潔に整えられた空間、誰の目にもわかりやすく親切な案内や掲示・ポップ、問い合わせに対する迅速なアフターフォローなども同様です。

身近なところからチェックしてみてもいいでしょうか。

#### ③言葉ひとつ、所作ひとつが大切な「商品」

言葉や立ち居振る舞い、対応にはスタンス＝どのような心構えで仕事やお客さまに向き合っているかが表れます。

お客さまが食事中にも関わらず、その横で消毒スプレーを無造作に吹きかける、レジでお年寄りが支払やエコバッグへの品物の詰め込みに四苦八苦している前で黙って見下ろしている……

どちらもルールなのでしょうが、何とも殺伐とした気分になります。

ホスピタリティサービスを表現するうえで、言葉ひとつ、所作ひとつが大切な「商品」であることを忘れずにいたいものです。

いつの時代も人が元気に、豊かな気分になる体験の多くは、人と人とのコミュニケーションがもたらします。

未曾有のパンデミックは、接客・対人サービスの可能性をあらためて考える機会にもなりました。

人にしかできない「うちならではの」ホスピタリティサービスについて、周りの方とぜひ話し合ってみてください。

(株)ホスピタリティリソーセスジャパン  
代表取締役 川村 敦子

## 税務署からのお知らせ

令和5年5月送付分（令和5年4月決算分）から  
法人税等及び消費税等の  
**「申告書等用紙」※の送付を取りやめます**

## 国税庁の取組

- 国税庁では、令和5年5月送付分（令和5年4月決算分）からは、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、「申告書等用紙」の送付に代えて、確定申告書提出期限や提出部数、中間申告分の法人税額などを記載した「申告のお知らせ」を送付します。

（法人税予定申告書及び消費税中間申告書については、従来のとおり送付します。）

- ※ 「申告書等用紙」とは、法人税等確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあつては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税等確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。

- 「申告書等用紙」につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせいただいた場合であっても、送付の対応は致しかねますので、確定申告書の提出に際しては、インターネットを利用して申告を行うことができるe-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

- 書面の「申告書等用紙」が必要な場合は、国税庁ホームページに各種様式を掲載していますので、そちらを出力してご利用いただきますようお願いいたします。

《掲載先》「国税庁ホームページ」→「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」  
→「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」→「確定申告等情報」  
→「法人税」又は「消費税・地方消費税」

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## e-Tax の利用について

e-Tax は、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。

なお、税理士等が納税者の依頼を受けて e-Tax により申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。

e-Tax をぜひご利用ください。

詳しい情報は、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



国税庁（法人番号 7000012050002）

ホームページはこちら





## 年末調整等に関するパンフレットの送付に係るお知らせ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ、「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を送付しておりましたが、今後は、これらのパンフレットに代えて、改正事項（昨年からの変更点）や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを送付いたします。

～年末調整等に関するパンフレットは国税庁ホームページをご覧ください～

年末調整等に関するパンフレットは、9月下旬頃に、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載いたします。

## 経理のお悩み、



# 電子帳簿等保存制度で解決！

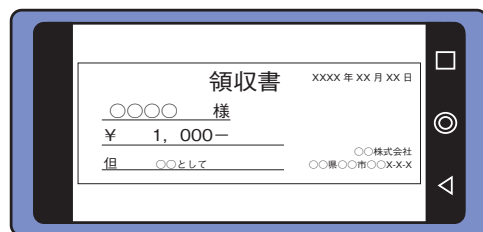
## 経理を デジタル化 すると



保存スペースが不要



経理のスピードアップ




リモートで経費精算

電子帳簿等保存制度を利用することで、  
次のような方法で経理のデジタル化が可能です

- 会計ソフトで作った帳簿や書類をデータのまま保存
- 領収書やレシートなどをスマホで撮影して経理処理・保存

詳しくはこちら →

国税庁 電子帳簿保存法  検索



表紙 < 不忍池 > 写真提供: 台東区

■令和4年7月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会  
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

# 林家たい平氏 講演会 会員限定 in 精養軒



～笑顔の元に笑顔が集まる～

【とき】 令和4年 **9月16日(金)**  
17:00~18:00

【ところ】 上野精養軒 3階「桜の間」  
台東区上野公園 4-58 TEL.03-3821-2181  
※会場内でのご飲食はできません

【入場料】 2,000円 ※お土産付き

【定員】 300名 (先着順・座席指定)

☆お申込受付開始: **7月20日(水) 10時~**  
※受付開始前のお申込みは **無効** となりますのでご注意ください

※お申込は、同送のチラシ申込書をご覧の上、FAXまたはホームページから!

## 従業員の退職金準備は

# 東法連特定退職金共済制度

### 東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手で加入できます

#### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・  
お問い合わせは

**TTK** 公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>

